

IPアドレス等料金に対する 消費税増税の対応について

2013年12月13日 第51回総会 報告事項
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

報告概要

- ・ 2014年4月1日より消費税率が現在の5%から8%に変更されます。
- ・ これにともない、JPNICのIPアドレス、AS番号等の各料金にかかる消費税についても、現在の5%から8%に変更します。
- ・ なお、消費税を含まない金額(本体価格)は、従来のまま変更はありません。

本件は本体価格の変更ではなく、会員およびIPアドレス管理指定事業者、そしてJPNIC自身への影響は軽微であるため、総会決議事項とされる「法人の運営に関する重要な事項」には該当しないと判断し、理事会決議による報告事項とさせていただきます。

増税対応する料金と金額の表示例

	本体価格	現行表示 (消費税5%)	改定後表示 (消費税8%)
契約料	250,000円	262,500円	270,000円(うち消費税20,000円)
IPアドレス維持料			
IPv4 /24の場合	50,000円	52,500円	54,000円(うち消費税4,000円)
IPv4 /16の場合	407,865円	428,258円	440,494円(うち消費税32,629円)
AS番号維持料	50,000円	52,500円	54,000円(うち消費税4,000円)
移転手数料	80,000円	84,000円	86,400円(うち消費税6,400円)
追加発行手数料			
カードリーダー	4,762円	5,000円	5,143円(うち消費税381円)
資源管理カード	9,524円	10,000円	10,286円(うち消費税762円)

金額表示は、外税表示とせず、従来通り総額表示とし、さらに消費税額も明記するようにします。

なお、消費税率が10%となった際には、再度表示額の変更を実施する予定です。

増税対応にあたって改定する規則、規約等

■規則、規約

- IPアドレス割り当て等に関する規則
- プロバイダ非依存アドレス割り当て規則
- 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約
- AS番号割り当て規約

■技術文書(執行理事会承認により改定)

- IPv4アドレス移転申請手続き(JPNIC契約組織間の移転用)
- IPv4アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織からJPNIC契約組織への移転用)
- 電子証明書を用いた申請者認証について(IPアドレス管理指定事業者用)

■Webページ

- 費用について <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/member/fee.html>
- IPアドレス維持料 <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/member/fee-table-2012.html>
- AS番号の申請について <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/asnumber.html>

スケジュール

2013年12月13日	総会にて消費税増税(8%)への対応に関する報告
2014年 1月	改定した規則、規約、技術文書の公示
2014年 4月 1日	消費税率8%施行 改定した規則、規約、技術文書の施行 消費税率8%対応した維持料の算出、請求

2015年10月に予定されている、消費税率10%の変更については、2015年度に別途本件と同様のプロセスを経た上で対応する予定です。